

大阪府私立幼稚園経常費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、大阪府内に所在する私立幼稚園（ただし、子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）第二十七条第一項に定める特定教育・保育施設を除く。）（以下「幼稚園」という。）の教育条件の維持向上及び幼稚園に在園する幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園の経営の健全性を高め、もって幼稚園の健全な発達に資するため、予算の定めるところにより、幼稚園を設置する学校法人（学校法人以外の設置者で、学校法人化のための努力をする者を含む。以下「学校法人等」という。）に対し、大阪府私立幼稚園経常費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、幼稚園における教育に係る経常的経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金、大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金および大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金に係る経費は除く。

- (1) 人件費（役員報酬は除く。）
- (2) 教育研究経費
- (3) 管理経費
- (4) 借入金等利息

(補助金の額)

第3条 補助金の額は定額とし、毎年度別に定める基準により算出した額以内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第1号の2）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1号の3）

2 前項の補助金交付申請書は、毎年度教育長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の条件等)

第5条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。

3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。

4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 補助金は、幼稚園の経常的経費に充当しなければならない。

(2) 補助金の交付を受けた学校法人等は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成し、翌年度の収支予算書とともに、毎年度別に指定する日までに教育長に提出しなければならない。

(3) 計算書類には、教育長の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であって、教育長の許可を受けたときはこの限りでない。

(4) 学校法人会計基準に基づく帳簿のほか、補助事業に関するすべての関係書類を、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(5) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした学校法人等は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の不交付等)

第7条 教育長は、学校法人等又はその設置する幼稚園が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、その状況に応じ、補助金を減額して交付することができる。

(1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したものの

(2) 日本私立学校振興・共済事業団、福祉医療機構若しくは財団法人大阪府育英会からの借入金の償還(利息・延滞金の支払いを含む。)又は公租・公課(日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。)の納付を一

年以上怠っているもの

(3) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等、財政事情が極度に窮迫しており、かつ、その再建の見通しがたたないもの

(4) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いているもの

(5) 幼稚園の設置運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるもの

(6) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間などにおいて、訴訟その他の紛争があり、適正な幼稚園運営を期しがたいもの

(7) 幼稚園の教育条件が極めて低く、かつ、その是正に応ずる努力が認められないもの

2 教育長は、前項の場合において、その状況が著しく、補助金の交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、補助金を交付しないことができる。

3 教育長は、学校法人以外で学校法人化のための努力をする幼稚園の設置者のうち補助金の交付を受けた者が、学校法人化のための努力を払っていないと認められる場合には、当該幼稚園に係る補助金は交付しないものとする。また、当該交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日において、当該補助金に係る幼稚園を学校法人によって設置していない場合は、当該年度以降当該幼稚園に係る補助金は交付しないものとする。

(補助金の交付)

第8条 教育長は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、毎年度別に定めるところにより、規則第5条の規定による補助金交付決定額を概算払により交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする学校法人等は、規則第7条の規定による補助金交付決定通知を受け取った日以後、速やかに補助金(概算払)交付請求書(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書(様式第4号)を補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに教育長に提出することにより行わなければならない。ただし、補助事業を廃止した場合は、廃止した日から起算して30日を経過した日とする。

(補助金の交付を受けた学校法人等の責務)

第10条 補助金の交付を受けた学校法人等は、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する幼稚園に在園する幼児に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該幼稚園の教育水準の向上に努めなければならない。

2 学校法人以外で学校法人化のための努力をする幼稚園の設置者のうち補助

金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に、当該幼稚園が学校法人によって設置されるよう努めなければならない。

(学校法人化状況報告)

第11条 学校法人以外で学校法人化のための努力をする幼稚園の設置者のうち補助金の交付を受けた者は、当該幼稚園の学校法人化の状況について、当該交付を受けた年度の翌年度の5月31日までに、学校法人化状況報告書(様式第5号)により、教育長に報告するものとする。

(細則の制定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年度の事業から適用する。